

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要

| | | | |
|------|--------------------------------|----------------|---|
| 施設名称 | 青木町公園ほか17公園 | | |
| 設置目的 | 市民が安全・安心に利用できる憩いの場所として公園を設置する。 | | |
| 所在地 | 下記の通り | | |
| 構造規模 | 1 青木町公園 | 川口市西青木4丁目8番 | 101,072m ² (うち34,811m ²) |
| | 2 中青木公園 | 川口市中青木3丁目10番 | 10,443m ² |
| | 3 荒川運動公園 | 川口市荒川町地内 | 352,076m ² (うち40,000m ²) |
| | 4 川口自然公園 | 川口市大字差間字沼内1355 | 32,542m ² |
| | 5 川口西公園 | 川口市3丁目1番 | 30,039m ² |
| | 6 戸塚中台公園 | 川口市戸塚3丁目16番 | 32,684m ² (うち31,388m ²) |
| | 7 川口西口緑地 | 川口市川口3丁目190番1 | 1,700m ² |
| | 8 ゴリラ公園 | 川口市大字芝4341番 | 14,234m ² |
| | 9 並木元町公園 | 川口市並木元町1番1 | 11,062m ² |
| | 10 並木元町北公園 | 川口市並木元町1番16 | 443m ² |
| | 11 並木元町中公園 | 川口市並木元町1番18 | 1,000m ² |
| | 12 並木元町南公園 | 川口市並木元町1番22 | 754m ² |
| | 13 戸塚下台公園 | 川口市大字戸塚南4丁目9番 | 17,500m ² |
| | 14 新郷東部公園 | 川口市大字新堀573-1 | 91,087m ² |
| | 15 前田東公園 | 川口市南鳩ヶ谷4丁目24番1 | 9,859m ² |
| | 16 上新田公園 | 川口市八幡木3丁目17番1 | 7,834m ² |
| | 17 朝日中央公園 | 川口市朝日1丁目3番 | 9,399m ² |
| | 18 北原台公園 | 川口市北原台3丁目23番 | 13,444m ² |
| 所管課 | 建設部公園課 | | |

2 募集概要

| | | | |
|-----------------------|--|--------------|--|
| 募集要旨 【導入目的】 | 公園の利用管理及び運営業務は、公園が持つ様々な機能を充分に発揮させ、市民が公園を活用しやすいようなサービスを向上させることを目的として、令和2年度末に指定管理者の指定期間が終了する16公園に新たに2公園を追加した18公園を公募により募集する。 公園が市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、安全と安心を提供するとともに、市民と接するときは、市民満足度向上のため、誠意を持って対応を図ることのできる指定管理者を選定する。 | | |
| 指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間) | 4期目 | |
| 公募 | | | |
| ※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること | | | |
| 選定種別 | | | |
| 指定管理料 | 【年額】 | 251,909,000円 | |
| 利用料金 | 無し | | |

指定管理者候補者選定基本調書

3 建設部専門委員会における選定結果

| 第一位指定管理者候補者 | |
|---------------|---|
| 名称 | 公益財団法人川口市公園緑地公社 |
| 代表団体 | 公益財団法人川口市公園緑地公社 |
| 所在地 | 川口市飯原町14-1 |
| 代表者 | 理事長 清水 竹敏 |
| 主な業種 | ゴルフ場経営、公園管理業務 |
| 法人の目的 | 都市緑化、公園緑地及び河川緑地に関する事業を通じて、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成に資するとともに、市民の心身の健全な発達と豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。 |
| 法人の事業 | (1) 都市緑化及び公園緑地に関する普及啓発、利用の促進、自然環境の保全と創出、施設の管理運営及び防災機能の強化 (2) 国有地である河川緑地を市民の広域避難場所として維持整備すること等による防災機能の向上、河川緑地に関する自然環境の保全と創出及び普及啓発並びに河川緑地を活用し、生涯スポーツ等を通じて市民の健全な心身の維持増進 |
| 役員の状況 | 代表理事2名 理事7名 監事2名 |
| 構成団体2 | |
| 所在地 | |
| 代表者 | |
| 主な業種 | |
| 法人の目的 | |
| 法人の事業 | |
| 役員の状況 | |
| 指定管理料 | 251,909,000円 |
| 専門委員会における審査点数 | 第一次審査 86.8 |
| | 第二次審査 |

選定理由

指定管理者を募集したところ、応募は公益財団法人川口市公園緑地公社の1者のみであったが、指定管理者の候補者としての適否を判断するため、川口市建設部指定管理者候補者選定専門委員会で審議を行った。

選定基準表に基づき、事業計画全般、運営、管理体制、収支全般の各項目を採点し、最終評価として、100点満点中86.8点(B判定「指定管理者として望ましい」)であり、指定管理者の候補者とする一定の基準(60点、C判定以上)を満たしたことから指定管理者の候補者として選定したもの。

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

青木町公園ほか17公園の指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。

選 定 基 準 表

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）に基づく総合点数方式により行う。

1 事業計画全般について

| 選定基準 | 配点 |
|--|-------|
| ・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか | 5点 |
| ・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか | 5点 |
| ・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか | 5点 |
| ・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか | 5点 |
| ・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか | 5点 |
| ・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか | 5点 |
| ・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか | 5点 |
| | 計 35点 |

2 運営について

| 選定基準 | 配点 |
|---|-------|
| ・公園内での安全対策が具体的に示されているか | 5点 |
| ・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。 | 5点 |
| ・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか | 5点 |
| ・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての応対が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。 | 5点 |
| | 計 20点 |

3 管理体制について

| 選定基準 | 配点 |
|---|----|
| ・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか | 5点 |
| ・防犯、防災対策は適切に示されているか | 5点 |
| ・管理体制が明確にされているか | 5点 |
| ・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。 | 5点 |

| | |
|---------------------------------------|-------|
| ・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか | 5点 |
| ・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか | 5点 |
| ・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか | 5点 |
| | 計 35点 |

4 収支全般について

| 選定基準 | 配点 |
|---|-------|
| ・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。 | 10点 |
| | 計 10点 |

配点内訳

| 分野別配点 | 配点 |
|--------------|------|
| 1 事業計画全般について | 35点 |
| 2 運営について | 20点 |
| 3 管理体制について | 35点 |
| 4 収支全般について | 10点 |
| 合計 | 100点 |

選定基準表の採点基準

I 採点項目について

各項目の採点については、下記採点基準に当てはめるものとする。

| 項目 | 大変良い | 良い | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
|---------|------|----|----|-------|-----|
| 配点5点項目 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 配点10点項目 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

II 採点方法

専門部会全員の評価点を合算し、その平均を算出して、分野別及び全体評価を行う。

(平均点の端数処理については、小数点第2位を四捨五入する)

1 分野別評価

(1) 事業計画全般について(配点35点)

| 判定 | A | B | C | D | E |
|----|-----------------|-----------------|-------------|--------|------------|
| 配点 | 31点以上 | 26点以上 | 21点以上 | 14点以上 | 13点以下 |
| 評価 | 最大限に発揮させることができる | 問題なく発揮させることができる | 通常の確保は可能である | 努力を要する | 全く発揮されていない |

(2) 運営について(配点20点)

| 判定 | A | B | C | D | E |
|----|--------------|----------------|------------------|--------|------------|
| 配点 | 18点以上 | 15点以上 | 12点以上 | 8点以上 | 7点以下 |
| 評価 | 最も確保することができる | 問題なく確保することができる | 粗方確保することができ可能である | 努力を要する | 全く確保されていない |

(3) 管理体制について(配点35点)

| 判定 | A | B | C | D | E |
|----|------------|---------------|-----------|---------------|----------|
| 配点 | 31点以上 | 26点以上 | 21点以上 | 14点以上 | 13点以下 |
| 評価 | 能力を最も有している | ある程度の能力を有している | 平均的な能力がある | 能力等の確保に努力を要する | 全く有していない |

(4) 収支全般について(配点10点)

| 判定 | A | B | C | D | E |
|----|----------|------------|---------------|------------|-----------|
| 配点 | 9点以上 | 7.5点以上 | 6点以上 | 4点以上 | 3.9点以下 |
| 評価 | 最も図られている | ある程度図られている | ある程度の努力が必要である | あまり図られていない | 全く図られていない |

2 全体評価

| 判定 | A | B | C | D | E |
|----|----------------|--------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 配点 | 90点以上 | 75点以上 | 60点以上 | 40点以上 | 39点以下 |
| 評価 | 指定管理者として最も望ましい | 指定管理者として望ましい | 指定管理者として通常の業務は問題ない | 指定管理者としてあまり望ましくない | 指定管理者として全く望ましくない |

III 最終評価

- (1)分野別評価の判定において、D判定が2つ以上なく、かつ、E判定が全くないこと。
 - (2)全体評価の判定において、C以上であること
- 上記(1)及び(2)の条件を満たすもののうち、全体評価の点数が最も高いものを指定管理者の候補者とし、2番目に高いものを第二位の候補者とする。

採 点 表（評価点平均）

1 事業計画全般について

| 選定基準 | 配点 | ① | ② | ③ | ④ | 採点 | | |
|--|----|-----|----|----|----|----|-------|---|
| ・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | |
| ・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | |
| ・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 4 | | | |
| ・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 4 | | | |
| ・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 4 | | | |
| ・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか | 5点 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | |
| ・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか | 5点 | 5 | 5 | 3 | 4 | | | |
| | 計 | 35点 | 34 | 34 | 32 | 30 | 32.5点 | A |

2 運営について

| 選定基準 | 配点 | ① | ② | ③ | ④ | 採点 | | |
|---|----|-----|----|----|----|----|-------|---|
| ・公園内での安全対策が具体的に示されているか | 5点 | 4 | 5 | 5 | 4 | | | |
| ・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。 | 5点 | 5 | 5 | 5 | 3 | | | |
| ・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか | 5点 | 5 | 4 | 3 | 3 | | | |
| ・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての応対が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。 | 5点 | 4 | 4 | 3 | 4 | | | |
| | 計 | 20点 | 18 | 18 | 16 | 14 | 16.5点 | B |

3 管理体制について

| 選定基準 | 配点 | ① | ② | ③ | ④ | 採点 | | |
|---|----|-----|----|----|----|----|-------|---|
| ・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか | 5点 | 5 | 5 | 5 | 4 | | | |
| ・防犯、防災対策は適切に示されているか | 5点 | 5 | 4 | 5 | 4 | | | |
| ・管理体制が明確にされているか | 5点 | 5 | 4 | 4 | 4 | | | |
| ・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。 | 5点 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | |
| ・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか | 5点 | 4 | 4 | 4 | 3 | | | |
| ・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか | 5点 | 5 | 4 | 3 | 3 | | | |
| ・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか | 5点 | 5 | 4 | 4 | 4 | | | |
| | 計 | 35点 | 33 | 29 | 29 | 26 | 29.3点 | B |

4 収支全般について

| 選定基準 | 配点 | ① | ② | ③ | ④ | 採点 | |
|---|-----|-----|----|---|---|------|---|
| ・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。 | 10点 | 10 | 8 | 8 | 8 | | |
| | 計 | 10点 | 10 | 8 | 8 | 8.5点 | B |

| | 配点 | ① | ② | ③ | ④ | 採点 | 判定 |
|----|------|----|----|----|----|-------|----|
| 合計 | 100点 | 95 | 89 | 85 | 78 | 86.8点 | B |